

議案第28号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年9月6日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(基山町個人情報保護条例の一部改正)

第1条 基山町個人情報保護条例(平成16年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第35条の3中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

(基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第2条 基山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

(基山町手数料条例の一部改正)

第3条 基山町手数料条例(昭和63年条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項から36の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法

律第27号)の一部改正に伴い、関係条例の引用条文の整理が必要なため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定する必要がある。

令和 3 年 9 月 16 日原案 可 決